健康保険証廃止後のスポーツクラブ法人会員の新規入会手続きについて

~ジェクサー フィットネスクラブ~

令和6年12月2日の現行の健康保険証廃止に伴い、法人会員特別料金でご利用いただける スポーツクラブの新規入会手続きで必要な掲示物が一部変更となります。 変更点は下記となる予定です。

窓口入会およびWEB入会において、健康保険証に代わり、下記のいずれかの掲示もしくはアップロードが必要となります。

- ・現行の健康保険証の画像(発行済みで猶予期間中の有効なもの。順次利用できなくなります。)
- ・マイナポータルの健康保険証の画面

上記のいずれもご用意できない場合は石油健保ホームページより「ジェクサーフィットネスクラブ法人会員登録証明書」を取得し、記入した画像をアップロードしてください。 また、登録手続き中に「本人確認コード」が必要となります。 証明書および確認コードは令和6年12月2日以降に掲載予定です。

※令和6年12月2日以降変更予定です。

上記内容については変更となる場合がございます。

その際はあらためてホームページ等でご連絡いたします。